

7 医療費に関するもの

福祉医療費助成

①対象者 【心身障がい者医療費助成】

- ・身体障害者手帳 1 級～4 級、療育手帳 ㉠、A、㉡を 65 歳未満で交付されたかた（障がいの等級が該当しなくなるまで助成を受けることができます。）

【ひとり親家庭等医療費助成】

- ・ひとり親家庭、もしくは父または母が重度の障がいの状態にある児童（18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童）と養育する母または父（または養育者）
（児童の対象年齢は、原則 18 歳の年度末までです。ただし、児童に概ね中度以上の障がいがある場合は、20 歳の誕生日前日まで延長できます。）

上記に該当し、坂出市に住所を有し、医療保険による給付を受けることができるかたで、規則で定める所得の限度額を超えないかた

なお、小学 4 年生～18 歳までのかたで、上記医療費助成の資格に該当しなくなった場合は、「子ども医療費助成」の資格申請により医療費について助成を受けることができます。

※令和 5 年 8 月より、子ども医療費助成の対象を 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までのかたに拡大しています。

②内容

- 保険診療の自己負担分を助成します。
- 助成には限度額があります。
- 他の医療費助成制度を受けられる場合は他制度が優先されます。

③相談窓口 坂出市けんこう課 保険医療係 44-5006（内線 315）

7 医療費に関するもの

後期高齢者医療制度

- ①対象者 75歳以上のかた
65歳から74歳で一定の障がいのあるかた（障がい認定の申請を行ったかた）
※認定を受けられる障がいの程度
・身体障害者手帳1級、2級、3級、および4級の一部のかた
・療育手帳㊤、Aのかた
・精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた
- ②内容 後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の高齢者を対象として、それまでの各種医療保険から独立した保険制度です。（一定の障がいがあるかたは、任意加入という形で加入することができます。）
なお、運営は県内の全市町が加入している香川県後期高齢者医療広域連合が保険者として行っており、市は各種申請書の受付・保険料の徴収などの窓口業務のみを行っています。
- ③相談窓口 坂出市けんこう課 保険医療係 44-5006（内線 314）

限度額適用認定証

- ①対象者 入院・外来で1か月間の自己負担額が高額になると見込まれるかた（70歳以上のかたについては、認定証が必要ではない場合があります。）
- ②内容 ○高額療養費の自己負担限度額を証明するもので、入院または外来時に保険証と一緒に医療機関の窓口提示すると、支払額が高額療養費の自己負担限度額までになります。
○市県民税非課税世帯のかたは、入院時の食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されますので、事前に申請してください。

7 医療費に関するもの

- ③相談窓口 国民健康保険、後期高齢者医療のかた
・・・坂出市けんこう課 保険医療係
44-5006（内線 312・313・314）
上記以外のかた・・・加入しているそれぞれの医療保険の
担当窓口

高額療養費

- ①対象者 医療機関に支払った医療費で、1 か月分[※]が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は申請により、高額療養費として払い戻されます。

※ 70 歳以上のかたで一般区分については、1 年分（8 月～翌年 7 月）の外来の自己負担限度額が設けられています。

- ②内容 ○月の 1 日から月末までを 1 か月分として計算します。
○入院時の食事代や保険適用外のもの（差額ベッド代など）は対象外です。
○年齢や過去 12 か月に高額に該当した回数などで自己負担限度額が変わります。

- ③相談窓口 国民健康保険、後期高齢者医療のかた
・・・坂出市けんこう課 保険医療係
44-5006（内線 312・313・314）
上記以外のかた・・・加入しているそれぞれの医療保険の担当窓口

7 医療費に関するもの

高額医療・高額介護合算療養費

- ①対象者 1年間に負担した医療費と介護サービス費の合計が著しく高額になったかた（世帯）
- ②内容
- 医療費と介護サービス費の両方で自己負担のあったかた（世帯）が対象です。
 - 毎年8月1日から翌年7月31日の間に負担した費用を1年分として計算します（同じ医療保険の世帯員は費用を合算して計算します）。
 - 入院時の食事代や介護サービス利用時の食費・居住費等のほか、保険適用外のもの（差額ベッド代など）は対象外です。
 - 年齢や加入している医療保険制度で自己負担限度額が変わります。
- ③相談窓口 国民健康保険、後期高齢者医療のかた
- ・・・坂出市けんこう課 保険医療係
 - 44-5006（内線 312・313・314）
- 上記以外のかた・・・加入しているそれぞれの医療保険の担当窓口

7 医療費に関するもの

自立支援医療費（育成医療）の給付

①対象者 身体に障がいのある児童または現存する疾患を放置すれば将来において障がいを残すと認められる児童（18歳未満）であって、確実な治療の効果が期待され、生活能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けるかた（対象になるかどうかは主治医にご確認ください）

②内容 ○申請者は受診者の保護者です。
○自己負担が原則1割です。受診者の属する世帯（受診者と同じ医療保険に加入する者または保護者）の所得に応じて、月額自己負担額に上限が設けられます。一定所得以上の世帯のかたで「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担対象外となります。

最初のページを見てのう！



マイナンバー必要

○申請に必要なもの

- ・ 医師意見書
- ・ 受診者の医療保険証
- ・ 特定疾病受療証（交付されているかたのみ）
- ・ 申請書

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

7 医療費に関するもの

自立支援医療費（更生医療）の給付

①対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されているかたで、障がいの軽減や機能を回復するための医療（角膜移植術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、人工透析療法、肝臓移植後の免疫療法など）を指定医療機関で受けるかた（対象になるかどうかは主治医にご確認ください）

②内容 ○自己負担が原則1割です。本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて、月額自己負担額に上限が設けられます。一定所得以上の世帯のかたで「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担対象外となります。

○香川県障害福祉相談所の判定が必要です。

○申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 医学的判定・月別所要見込額内訳表
- ・ 医療保険証
- ・ 特定疾病受療証（交付されているかたのみ）
- ・ 所得が確認できる書類（年金証書、年金振込通知書、年金が振り込まれている通帳等）

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

7 医療費に関するもの

自立支援医療（精神通院）の給付

①対象者 精神疾患のために指定医療機関に通院し医療を受けるかた

②内容 ○自己負担が原則 1 割です。本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて、毎月の限度額が決まります。月額自己負担額に上限が設けられます。一定所得以上の世帯のかたで「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担対象外となります

最初のページを
見てのう！



マイナンバー必要

○有効期間は 1 年で、更新の手続きが必要です。

ただし、条件が整えば診断書の添付は 2 年に 1 回になります。病状の変化や治療方針の変更がある場合や有効期限が切れている場合は、診断書が必要です。

○申請および更新時に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 診断書
- ・ 医療保険証
- ・ 所得が確認できる書類（年金証書、年金振込通知書、年金が振り込まれている通帳等）

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007